

本人外収集に関する事項

項 目	内 容
業務・事業の名称	個別避難計画の作成
収集の相手方	家族等(家族・親族・法定代理人)、関係機関(介護サービス事業所、高齢者支援総合センター、高齢者みまもり相談室、障害福祉サービス事業所、移送事業所、公的機関、医療機関等)、協力者(民生委員、社会福祉協議会、近隣住民等)等
収集する個人情報の項目	<p>①基本情報(氏名、性別、住所、電話番号)</p> <p>②住居・家族情報</p> <p>③介護、障害、医療等に関する情報</p> <p>④避難に関する情報(避難先、避難方法等)</p> <p>⑤関係機関が本人からの相談又は本人への支援を通じて保有している情報</p> <p>※ 収集する個人情報の項目は避難行動要支援者により異なる。項目の例は個別避難計画書様式を参照</p>
本人以外のものから収集する理由	<p>避難行動要支援者本人が重度の認知症や障害等により、自身の状況を的確に判断できる能力を有していない場合は、地域調整会議において、家族等、関係機関(高齢者支援総合センター、高齢者みまもり相談室、障害福祉サービス事業所、移送事業所等)又は協力者(民生委員、社会福祉協議会、近隣住民等)等が本人について保有している情報を本人外収集する必要がある。</p> <p>また、地域調整会議の参加者ではない関係機関(公的機関、医療機関等)から、避難時及び避難先で配慮が必要な医療的ケアや介護等の情報を本人外収集することがある。</p>
収集の方法	書面(別紙「個別避難計画書」等)及び口頭での収集
本人通知	<p><input type="checkbox"/> できる</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> できない(その理由)</p> <p>認知症、意識不明瞭、知的障害又は意思疎通に係る障害等本人の意思を確認できない場合のため、通知できない。</p>
備考	災害基本対策法第49条の14第5項により、区は、個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めるとされている。

目的外利用に関する事項

項 目	内 容	
目的外利用される 個人情報記録の 名称及び項目	記録名	(1) 避難行動要支援者名簿（都市計画部危機管理担当防災課保有） (2) 要介護者名簿（福祉保健部介護保険課保有） (3) 受給者台帳（福祉保健部障害者福祉課保有） (4) 居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書（福祉保健部介護保険課保有） (5) サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案（福祉保健部障害者福祉課保有） (6) 区の各課が本人について他の業務で保有している情報
	項 目	(1) 氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、要介護度、障害種別、障害支援区分 (2) 氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、要介護度 (3) 氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、障害種別、障害支援区分 (4) 本人が居宅サービス計画作成を依頼している介護サービス事業所の名称、所在地、連絡先 (5) 本人が契約している相談支援事業所の名称、計画作成担当者（担当相談支援専門員）の氏名 (6) 各課が本人からの相談又は本人への支援を通じて保有している情報 ※ 目的外利用する個人情報の項目は避難行動要支援者により異なる。項目の例は個別避難計画書様式を参照
目的外利用する 業務・事業の名称	個別避難計画の作成	
目的外利用の 必 要 性	<p>個別避難計画作成対象者である要介護度3～5又は障害支援区分4～6（内部障害者のみの場合を除く。以下同じ。）の避難行動要支援者を把握するため、(1)、(2)及び(3)を目的外利用する必要がある。</p> <p>要介護度3～5の避難行動要支援者の個別避難計画の作成に当たっては、担当ケアマネジャー等が所属する介護サービス事業所に委託するため、(4)を目的外利用し、本人が利用している介護サービス事業所を把握する。</p> <p>障害支援区分4～6の避難行動要支援者の個別避難計画の作成に当たっては、担当相談支援専門員に地域調整会議に参加してもらったり、区が担当相談支援専門員から情報収集を行ったりするため、(5)を目的外利用し、本人が利用している相談支援事業所及び担当相談支援専門員を把握する。今後、個別避難計画の作成</p>	

	<p>を担当相談支援専門員の所属する相談支援事業所に委託する可能性がある。</p> <p>個別避難計画は原則として本人同意の得られた者を対象として作成するが、本人が重度の認知症や障害等により、自身の状況を的確に判断できる能力を有していない場合は、本人の生命の保護に必要であるため、個別避難計画を作成する。この場合、地域調整会議において、(6)を目的外利用することがある。</p>
目的外利用の方法	<p>(1)～(5) 電算処理による抽出</p> <p>(6) 保有している情報の口頭による提供又は個別避難計画書への記載</p>
本人通知	<p><input checked="" type="checkbox"/> できる</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> できない（その理由）</p> <p>認知症、意識不明瞭、知的障害又は意思疎通に係る障害等本人の意思を確認できない場合は通知できない。</p> <p>また、個別避難計画作成対象者の抽出に当たり(1)～(3)の情報を目的外利用したことを個別避難計画作成対象者には案内に記載し、通知するが、作成対象者以外の者には、目的外利用したことのみを通知すると、様々な誤解や憶測を招き、混乱を生じさせるおそれがあることから、通知しない。</p>
備考	<p>災害基本対策法第49条の14第4項により、区は、個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる」とされている。</p>

外部提供に関する事項

項 目	内 容	
外部提供する個人情報記録名及び個人情報の項目	記録名	(1) 避難行動要支援者名簿 (2) 要介護者名簿 (3) 受給者台帳 (4) 居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書 (5) サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案 (6) 個別避難計画書
	項 目	(1) 氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、要介護度、障害種別、障害支援区分 (2) 氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、要介護度 (3) 氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、障害種別、障害支援区分 (4) 本人が居宅サービス計画作成を依頼している介護サービス事業所の名称、所在地、連絡先 (5) 本人が契約している相談支援事業所の名称、計画作成担当者（担当相談支援専門員）の氏名 (6) ①基本情報（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号） ②住居・家族情報 ③介護、障害、医療等に関する情報 ④避難に関する情報（避難先、避難方法等） ⑤関係機関が本人からの相談又は本人への支援を通じて保有している情報 ※ 提供する個人情報の項目は避難行動要支援者により異なる。 項目の例は個別避難計画書様式を参照
外部提供の相手方	(1)～(5) 地域調整会議参加者 (6) 避難支援等関係者	
外部提供の理由	避難行動要支援者本人が重度の認知症や障害等により、自身の状況を的確に判断できる能力を有していない場合は、本人の生命の保護に必要であるため、対象者の情報を地域調整会議の参加者に外部提供して個別避難計画を作成し、作成した個別避難計画は避難支援等関係者に外部提供する必要がある。	
提供の方法	紙媒体又は電子データによる提供	

本人通知	<input type="checkbox"/> できる <input checked="" type="checkbox"/> できない（その理由） 認知症、意識不明瞭、知的障害又は意思疎通に係る障害等本人の意思を確認できない場合のため、通知できない。
備考	